

今・逸品物語  
**第3回一店逸品お店回り  
 ツアー参加者募集**

一店逸品運動実行委員会では、参加店の店主のこだわりやおすすめの品を逸品として開発・発掘しながら、本場の「専門店」を目指し、1年間研究会を開催してきました。

ガイドの案内により、大田原の歴史を聞きながら研究してきた各お店の店主のこだわりや、逸品を見たり、味わったりしながら魅力の再発見をしてみませんか。

**●日時**

9月7日(金)

午前11時～午後2時(午後1時から逸品のランチタイム)

**●集合場所**

大田原商工会議所4階

**●定員** 10名(先着順)

**●参加費** 1000円

**●申込方法**

8月20日(月)～  
 31日(金)の午前  
 8時30分～午後  
 5時(土・日を除  
 く)に、左記まで  
 電話または直接  
 申し込み。

**■申し込み・問い合わせ**

大田原商工会議所振興課  
 TEL (23) 2273



第2回一店逸品お店回りツアー

**住まい・暮らし**

**国保加入者が亡くなった  
 ときの葬祭費の申請は  
 お済みですか**

大田原市国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

**●支給額** 5万円

**●申請に必要なもの**

- ・喪主の方の印かん
- ・喪主の方の名義の預金通帳

**●時効**

葬祭を行ってから2年が経過すると、時効となり申請ができなくなりますのでご注意ください。

※大田原市国民健康保険以外に加入されていた方については、加入していた健康保険にご確認ください。

**■問い合わせ** **A** 1階

国保年金課医療助成係

TEL (23) 8792

**犬の飼い主の皆さんへ  
 犬を正しく飼いましょ**

犬を飼う場合、「動物の保護及び管理に関する法律」、「栃木県動物の飼育及び保管に関する条例」および「狂犬病予防法」などにより、主に次の4点を遵守することが義務付けられています。責任を持って正しく飼うよう心がけてください。

**①犬は常に係留(鎖など)でつなぐ、  
 柵で囲うなど)しましょう。**

犬を散歩させるときも、鎖などで必ずつなぎ、犬を放す行為は絶対にしていただき、人に危害を加えなくても、農作物を荒らしたり、交通事故にあたりたりすることが考えられ、何か起きた場合は、飼い主の責任となります。

**②散歩中のフンは必ず持ち帰りま  
 しょう。**

一番多い苦情です。自分の敷地内にされたことを考えてください。他人の田畑などは言うまでもありませんが、道路や河川なども多数の方が利用するものですので、必ず持ち帰りましょう。

**③犬の「鳴き声」などで近所の迷惑  
 にならないようにしましょう。**

無駄吠えはストレスが原因となる場合がありますので、犬小屋周辺の清掃、適度な運動(散歩)を心がけましょう。

また、「動物の保護及び管理に関する法律」では、「人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならぬ」となっています。

ご近所から飼う犬が原因で嫌な

思いをさせないように、適正な管理に努め、犬を飼っていることに対して理解を得るなどして、ご近所からも愛されるように心がけましょう。

**④犬の「登録」と「狂犬病予防注射」  
 しましょう。**

生後91日以上の犬を飼うには「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。現在、未登録で飼っている方は、必ず登録をして、年1回の狂犬病予防注射を実施してください。

市役所などで保護する迷い犬のほとんどは、「鑑札」や「注射済票」が装着されてなく、飼い主の特定ができずに動物愛護センターに引き渡すこととなります。装着していれば、必ず飼い主のもとへ帰ることができ、処分されることはありません。「うちの犬は大丈夫」と思っている方も、逃げてしまったりでは手遅れです。その際、首輪をしていても所有者が判断できなければ野良犬と同じ扱いになってしまいますので、鑑札は必ず装着するようにしてください。

また、首輪が抜けて、または鎖などが切れて逃げてしまうケースもありますので、外れないように日頃から十分注意してください。

**■問い合わせ** **A** 1階

生活環境課市民生活係  
 TEL (23) 8706

